

## 賃金日額等の改正前後の金額について

## ① 基本手当の日額の算定の基礎となる賃金日額の範囲等の引上げ

## (1) 基本手当の日額の最高額及び最低額

	現 行	変 更 後
最高額	受給資格に係る離職の日における年齢に応じ、次のとおり。	
	① 60歳以上65歳未満 7,087円	→ 7,150円
	② 45歳以上60歳未満 8,260円	→ 8,335円
	③ 30歳以上45歳未満 7,505円	→ 7,570円
	④ 30歳未満 6,755円	→ 6,815円
最低額	1,984円	→ 2,000円

## (2) 基本手当の日額の算定に当たって80%を乗ずる賃金日額の範囲、80%から50%までの範囲で遡減する率を乗ずる賃金日額の範囲及び50%を乗ずる賃金日額の範囲

→ 別添2のとおり引き上げられる。

(例)

賃金日額が6,000円である60歳未満の受給資格者に係る基本手当の日額

(現行)

(変更後)

4,544円 → 4,556円

賃金日額が9,000円である60歳未満の受給資格者に係る基本手当の日額

(現行)

(変更後)

5,699円 → 5,728円

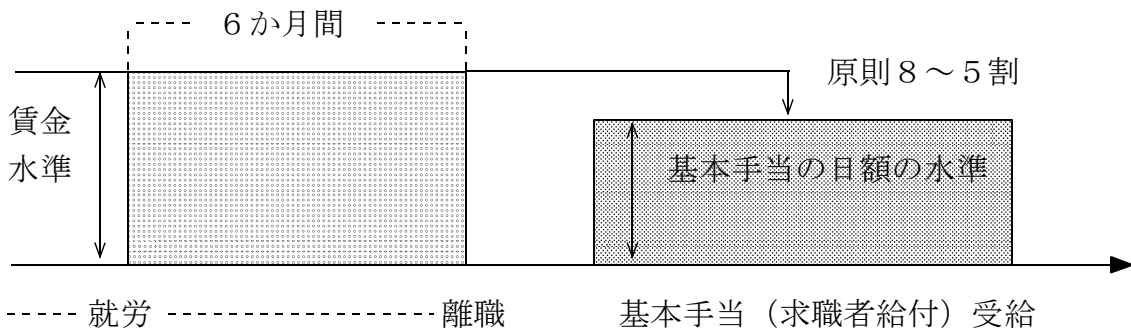
※ 賃金日額と基本手当の日額の関係

- ① 基本手当（求職者給付）の1日当たりの支給額を基本手当の日額という。
- ② 基本手当の日額については、離職前6か月間の平均賃金額を基に計算され、この離職前6か月間における1日当たりの平均賃金額を賃金日額という。
- ③ 基本手当の日額は、

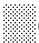
賃金日額×給付率（80～50%）

賃金水準が低いほど高い給付率となる。  
具体的な給付率は、別添2参照。

となる。



○ 1日当たりの  の額：賃金日額

○ 1日当たりの  の額：基本手当の日額

2 失業期間中に自己の労働による収入がある場合の基本手当の減額の算定に係る控除額(※)の引上げ

令和元年8月1日以後、

1,295円 → 1,306円 と引き上げられる。

(例) 賃金日額7,000円、基本手当の日額5,029円の者(60歳未満)が、失業の認定に係る期間(28日間)中に2日間内職し、内職により6,000円を得た場合の認定期間(28日分)の基本手当の支給額1日当たりの減額分は、

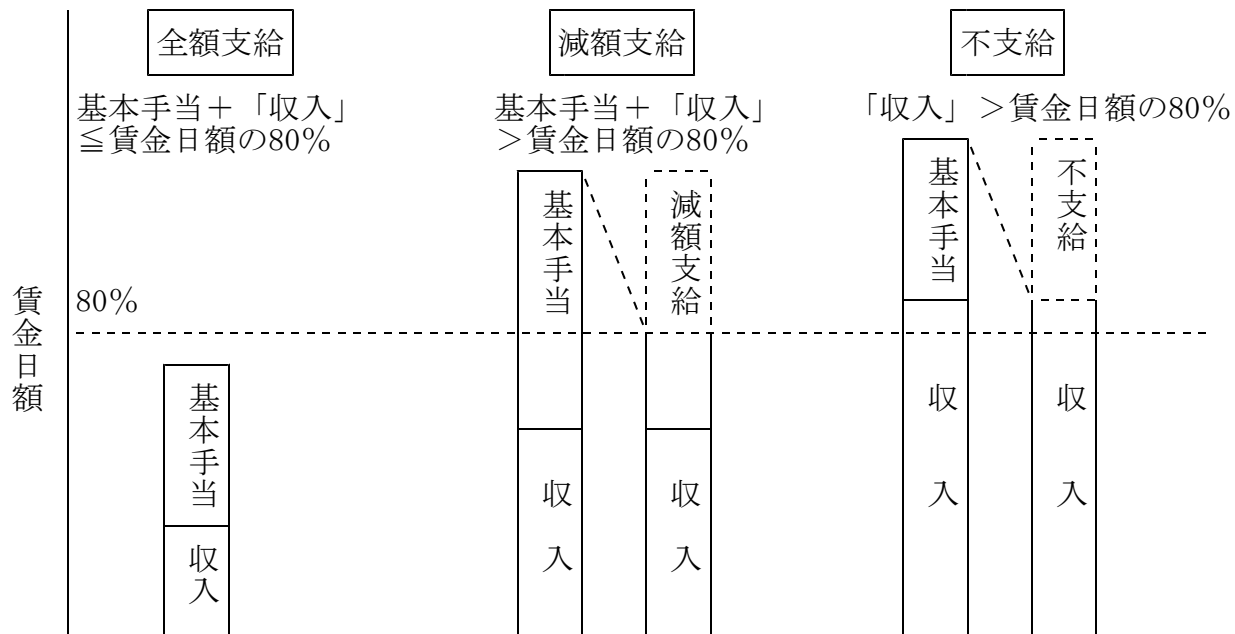
$$[(6,000円/2 - 1,306円) + 5,029円] - 7,000円 \times 80\% = 1,123円$$

基本手当の支給額は、

$$5,029円 \times (28日 - 2日) + (5,029円 - 1,123円) \times 2日 = 138,566円$$

※ 控除額とは、

- ① 失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得た場合、1日あたりの収入から控除額を控除した額と基本手当の日額との合計額が賃金日額の80%相当額を超えるとき、当該超える額のみだけ基本手当の日額は減額される。
- ② 上記収入から控除額を控除した額が賃金日額の80%相当額を超えるときは、基本手当は支給されない。



(注) 1 「収入」 = 「収入の1日分に相当する額」 - 1,306円 (令和元年8月～)

2 説明図中の「基本手当」とは「基本手当の日額」のことである。

### 3 高年齢雇用継続給付の算定に係る支給限度額（※）の引上げ

令和元年8月1日以後、

360,169円 → 363,359円 と引き上げられる。

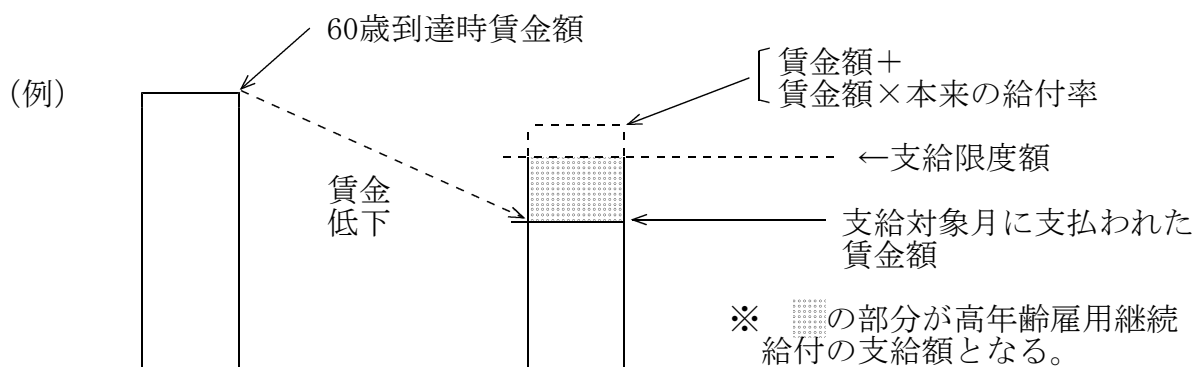
※ 支給限度額とは、

① 支給対象月に支払われた賃金の額が支給限度額以上であるときは、高年齢雇用継続給付は支給されない。

② 支給対象月に支払われた賃金の額と高年齢雇用継続給付との合計額が支給限度額を超えるときは、

$$(\text{支給限度額}) - (\text{支給対象月に支払われた賃金の額})$$

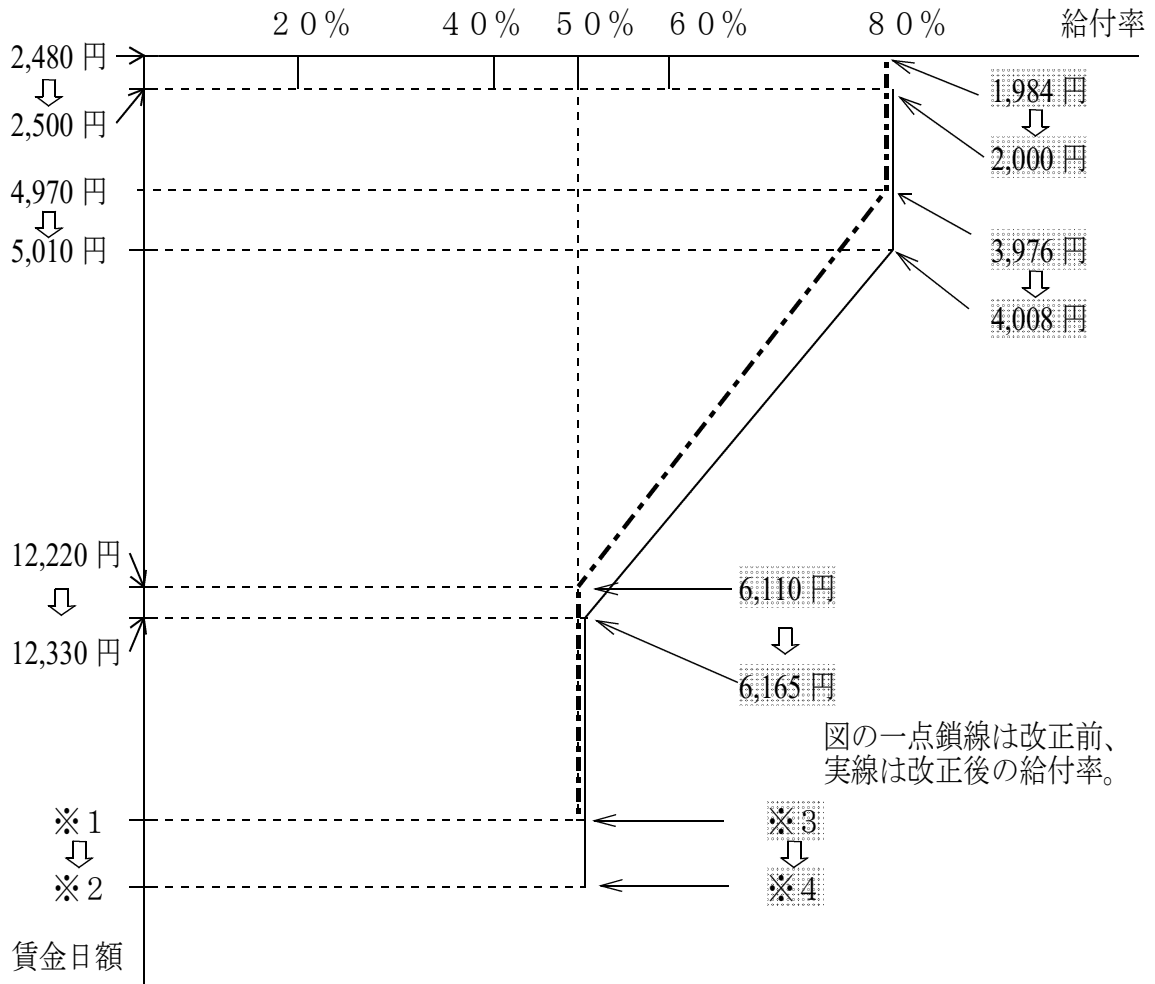
が高年齢雇用継続給付の支給額となる。



基本手当の給付率新旧比較図

1 60歳未満の受給資格者に係る給付率

\*右側の網かけ数値は、基本手当日額

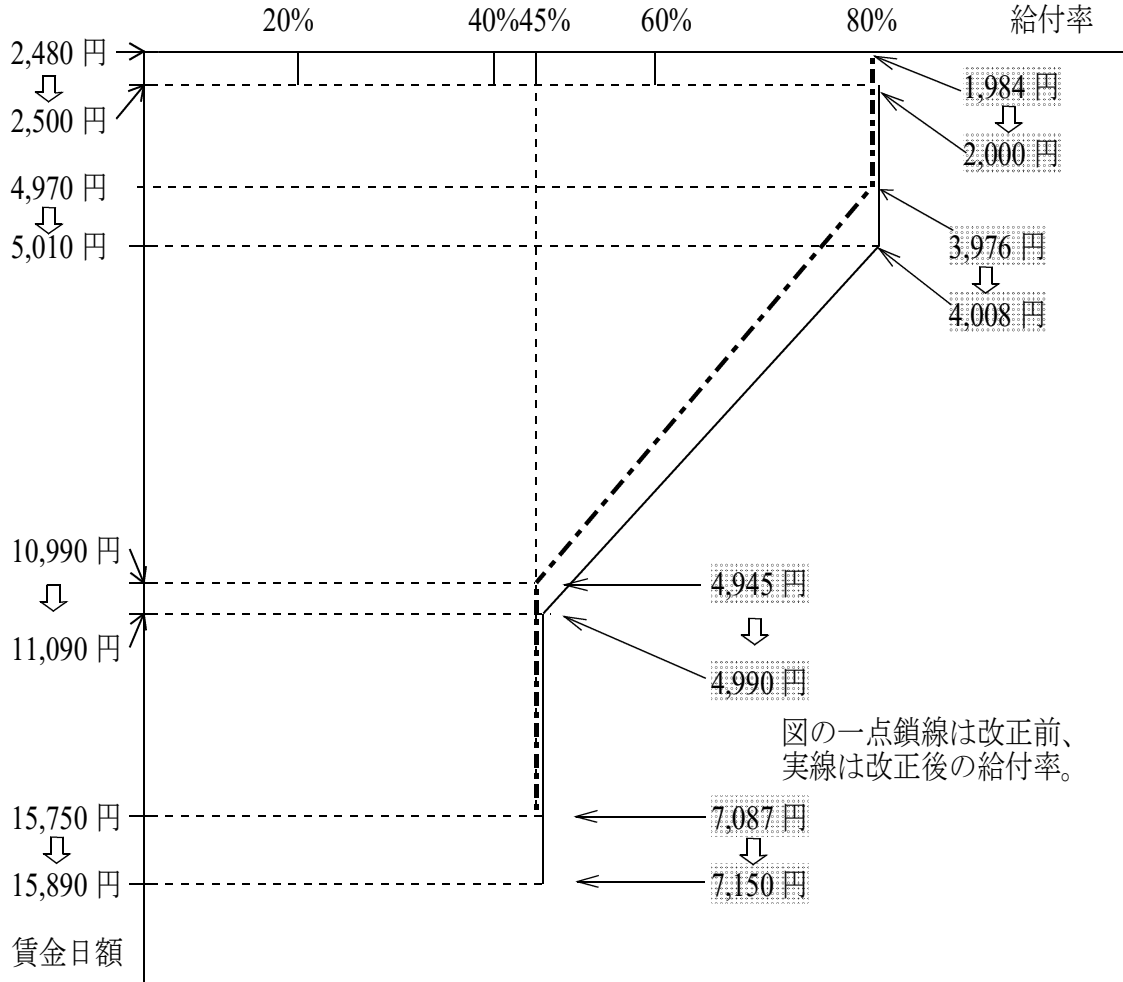


(注) ※1 及び※2 の賃金日額の上限額並びに※3 及び※4 の基本手当日額の上限額については、年齢階層により、次のとおりとなっている。

	賃金日額 ※1	賃金日額 ※2	基本手当 日額※3	基本手当 日額※4
30歳未満	13,510 円	13,630 円	6,755 円	6,815 円
30歳以上45歳未満	15,010 円	15,140 円	7,505 円	7,570 円
45歳以上60歳未満	16,520 円	16,670 円	8,260 円	8,335 円

2 60歳以上65歳未満の受給資格者に係る給付率

\*右側の網かけ数値は、基本手当日額



## 基本手当日額の計算式及び金額(令和元年8月1日～)

## 1. 基準日において30歳以上45歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額(w)	基本手当日額(y)
2,500円以上 5,010円未満	$y = 0.8w$
5,010円以上 12,330円以下	$y = 0.8w - 0.3\{(w - 5010) / (12330 - 5010)\}w$
12,330円超 15,140円以下	$y = 0.5w$
15,140円超	$y = 7,570$

## 2. 基準日において45歳以上60歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額(w)	基本手当日額(y)
2,500円以上 5,010円未満	$y = 0.8w$
5,010円以上 12,330円以下	$y = 0.8w - 0.3\{(w - 5010) / (12330 - 5010)\}w$
12,330円超 16,670円以下	$y = 0.5w$
16,670円超	$y = 8,335$

## 3. 基準日において60歳以上65歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額(w)	基本手当日額(y)
2,500円以上 5,010円未満	$y = 0.8w$
5,010円以上 11,090円以下	$\begin{cases} y = 0.8w - 0.35\{(w - 5010) / (11090 - 5010)\}w \\ y = 0.05w + (11090 \times 0.4) \end{cases}$ のいずれか低い方の額
11,090円超 15,890円以下	$y = 0.45w$
15,890円超	$y = 7,150$

## 4. 基準日において30歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額(w)	基本手当日額(y)
2,500円以上 5,010円未満	$y = 0.8w$
5,010円以上 12,330円以下	$y = 0.8w - 0.3\{(w - 5010) / (12330 - 5010)\}w$
12,330円超 13,630円以下	$y = 0.5w$
13,630円超	$y = 6,815$

(注)1 基準日とは、受給資格に係る離職の日をいう。

2 端数処理については、1円未満を切り捨てる。

(参考2)

### 平均給与額の対前年度比率の算定

	平成29年度毎勤平均定期給与額 (再集計値)	平成30年度毎勤平均定期給与額 (再集計値)
4月	339,461	341,997
5月	332,873	336,736
6月	335,640	338,968
7月	336,189	339,595
8月	334,166	337,771
9月	335,992	338,535
10月	337,258	341,763
11月	337,367	341,932
12月	338,481	341,349
1月	335,535	336,707
2月	336,606	339,144
3月	340,322	341,176
年度計	4,039,890	4,075,673
平均	336,658	339,639